

教職第824号
教児安第653号
令和4年12月2日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部教職員課長
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

年末における交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和4年11月29日付け交推第58号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本件につきましては、千葉県警察本部からの、年末における交通死亡事故抑止の推進に関する周知依頼を受けてのものです。

つきましては、貴所属職員、貴管下学校等の教職員及び児童生徒等に対して周知するとともに、各種会議や交通安全教育等の機会に、下記事項について御指導をお願いいたします。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 自転車は車両であることを踏まえ、交通ルールを遵守すること。
- (3) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (4) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

担 当

<p>・職員の交通安全対策について 千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室 TEL：043（223）4036</p> <p>・交通安全教育について 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課安全班 TEL：043（223）4091</p>

教職第824号
教児安第653号
令和4年12月2日

各教育事務所長 様

教 育 長

年末における交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和4年11月29日付け交推第58号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本件については、千葉県警察本部からの、年末における交通死亡事故抑止の推進に関する周知依頼を受けてのものです。

ついては、貴所属職員に対して周知するとともに、各種会議等の機会に、下記事項について指導願います。

なお、各市町村教育委員会学校安全主管課長に対しては、別添写しのとおり通知したことを申し添えます。

記

- （1）横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- （2）自転車は車両であることを踏まえ、交通ルールを遵守すること。
- （3）歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- （4）飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

担 当

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・職員の交通安全対策について
教育振興部教職員課管理室
TEL：043（223）4036・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091 |
|---|



教職第824号
教児安第653号
令和4年12月2日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部教職員課長
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

年末における交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和4年11月29日付け交推第58号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本件につきましては、千葉県警察本部からの、年末における交通死亡事故抑止の推進に関する周知依頼を受けてのものです。

つきましては、貴所属職員、貴管下学校等の教職員及び児童生徒等に対して周知するとともに、各種会議や交通安全教育等の機会に、下記事項について御指導をお願いいたします。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 自転車は車両であることを踏まえ、交通ルールを遵守すること。
- (3) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (4) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

担 当

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・職員の交通安全対策について
千葉県教育庁教育振興部教職員課管理室
TEL：043（223）4036・交通安全教育について
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091 |
|---|

教職第824号
教児安第653号
令和4年12月2日

各県立学校長 様

教 育 長

年末における交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和4年11月29日付け交推第58号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本件については、千葉県警察本部からの、年末における交通死亡事故抑止の推進に関する周知依頼を受けてのものです。

については、貴校教職員及び児童生徒等に周知するとともに、各種会議や交通安全教育等の機会に、下記事項について指導願います。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 自転車は車両であることを踏まえ、交通ルールを遵守すること。
- (3) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (4) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

担 当

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・職員の交通安全対策について
教育振興部教職員課管理室
TEL：043（223）4036・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091 |
|---|

教総第1097号
教児安第653号
令和4年12月2日

庁内各課長
各教育機関の長様
(県立学校を除く)

教 育 長

年末における交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、令和4年11月29日付け交推第58号により、千葉県交通安全対策推進委員会事務局長から依頼がありました。

本件については、千葉県警察本部からの、年末における交通死亡事故抑止の推進に関する周知依頼を受けてのものです。

については、所属職員に対して周知するとともに、各種会議等の機会に、下記事項について指導願います。

なお、主管課においては、関係団体にも周知願います。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 自転車は車両であることを踏まえ、交通ルールを遵守すること。
- (3) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (4) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

担 当

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・職員の交通安全対策について
企画管理部教育総務課総務班
TEL：043（223）4002・交通安全教育について
教育振興部児童生徒安全課安全班
TEL：043（223）4091 |
|--|



交推第58号
令和4年11月29日

千葉県交通安全対策推進委員会委員 様

千葉県交通安全対策推進委員会事務局長
(千葉県環境生活部くらし安全推進課長)

年末における交通死亡事故抑止の推進について (依頼)

交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、千葉県警察本部から、別添(写し)のとおり、年末における交通死亡事故抑止の推進に関する周知依頼を受けました。

つきましては、委員の皆様におきましても、下記事項について職員やその御家族等に対して周知を図っていただき、交通死亡事故の抑止に努めていただきますようお願いいたします。

記

- (1) 横断歩道は歩行者が優先であることを踏まえ、横断歩道手前における十分な減速と安全確認の実施、横断歩行者がいた場合における確実な一時停止など、「ゼブラ・ストップ」を徹底すること。
- (2) 自転車は車両であることを踏まえ、交通ルールを遵守すること。
- (3) 歩行者については、夜間外出時における反射材の有効活用や道路横断時における横断歩道の活用など、交通事故を回避する行動を徹底すること。
- (4) 飲酒運転は悪質重大な犯罪であることを改めて認識し、自分自身だけでなく、家族や友人についても飲酒運転をしないよう一人一人が配慮すること。

(事務局担当)

千葉県環境生活部くらし安全推進課
交通安全対策室 松田

TEL 043-223-2258

E-mail ka-taisaku@mz.pref.chiba.lg.jp





交総発第332号
令和4年11月25日

千葉県環境生活部
くらし安全推進課長 殿

千葉県警察本部
交通部交通総務課長
(公印省略)

年末における交通死亡事故抑止の推進について（依頼）

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴台におかれましては、平素から交通安全活動を始め警察業務各般にわたり、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本年の交通事故死者数は、昨年よりも増加傾向にあるほか、全国的に見ますと、ワースト上位の状態が続いているなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

これから年末を迎え、人流の活発化が予想されるなど、例年12月は、交通死亡事故が頻発する傾向が見られ、さらに重大事故の原因とも危惧される悪質・危険な飲酒運転の絡む交通事故の発生も懸念されることから、

- 横断歩道は歩行者優先。横断歩道を通る時は、「ゼブラ・ストップ」を徹底し、歩行者の確認を確実に実施する。
 - 自転車は車両であるという認識をしっかりと持ち、交通ルールを遵守する。
 - 夜間の外出では反射材等を着用し、道路を横断する時は横断歩道を利用する。
 - 「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」を千葉県全体に浸透させる。
- 等について、職域や地域において、啓発活動に努めていただければと思っております。

何卒、この趣旨を御理解の上、千葉県交通安全対策推進委員の皆様にご周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

本件担当

千葉県警察本部交通部交通総務課

043-201-0110（内線5033）